

令和 7 年 10 月 16 日  
子 育 て 政 策 課

## 児童福祉法一部改正に伴う児童福祉審議会への報告等及び要綱改正について

### 1 児童福祉法等の一部改正

国は、保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等※や幼稚園等に通う子どもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）」において、保育所等や幼稚園等の職員による虐待等の通報義務等について法制化した（令和 7 年 10 月 1 日施行）。

※詳細は「3 主な対象施設」参照

### 2 児童福祉審議会（権利擁護部会）への報告等

#### （1）児童福祉審議会（権利擁護部会）への報告

区は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、通報等がなされた施設の情報等を児童福祉審議会（権利擁護部会）へ報告する（改正児童福祉法第 33 条の 15 の第 1 項）。

#### （2）児童福祉審議会（権利擁護部会）からの意見聴取

必要に応じて、区の対応方針等について意見を述べる（改正児童福祉法第 33 条の 15 の第 2 項）。

### 3 主な対象施設

本改正に伴い、主に以下の施設が報告等の対象となる。

新規	保育所（公立・私立）、認可外保育施設、学童保育クラブ（区立・私立）、児童館等 ※幼稚園（区立・私立）は所管課行政庁が都であるため対象外
既存	児童養護施設、里親、一時保護施設等

### 4 虐待状況の定期的な公表

市町村からの報告に基づいて、都道府県が公表する（改正児童福祉法第 33 条の 16）

### 5 葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱の改正

#### （1）施行日

令和 7 年 10 月 1 日

(2) 新旧対照表（該当箇所抜粋）

葛飾区児童福祉審議会部会設置要綱

改正案	現行
<p>第1条 略 (常設の部会)</p> <p>第2条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。</p> <p>2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の登録をするに当たって、諮問を受けて答申すること。</p> <p>(2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。</p> <p>(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。</p> <p>3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。</p> <p>(2) 法第33条の15第<u>1</u>項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第<u>2</u>項に規定するその報告に係る意見を述べること。</p>	<p>第1条 略 (常設の部会)</p> <p>第2条 審議会に、部会として、里親部会、権利擁護部会及び児童福祉施設部会を置く。</p> <p>2 里親部会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第29条に基づき、里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）の登録をするに当たって、諮問を受けて答申すること。</p> <p>(2) 里親の登録の更新又は継続が不適当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること。</p> <p>(3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。</p> <p>3 権利擁護部会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 令第32条第1項に規定する児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しない場合その他葛飾区児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。</p> <p>(2) 法第33条の15第<u>2</u>項の規定による被措置児童等虐待（法第33条の10に規定する被措置児童等虐待をいう。）に係る措置についての報告を受け、法第33条の15第<u>3</u>項に規定するその報告に係る意見を述べること。</p>

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

(4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。

4 児童福祉施設部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条第1項の規定による立入り及び調査又は質問並びに法第33条第1項及び第2項の規定による一時保護の実施状況等の報告を受けること。

(4) 葛飾区子どもの権利擁護事業において、子どもの権利擁護のために必要と認められる事案について、諮問を受けて答申すること。

4 児童福祉施設部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 法第34条の15第4項の規定に基づき、同条第2項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(2) 法第35条第6項の規定に基づき、同条第4項に規定する認可をするに当たって、諮問を受けて答申すること。

(3) 法第46条第4項の規定に基づき、事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(4) 法第59条第5項の規定に基づき、事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する認可を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(6) 認定こども園法第21条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定により事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

(7) 認定こども園法第22条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による取消しを行うに当たって、諮問を受けて答申すること。

<p>5 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第6条第1項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。</p>	<p>5 前各項に定めるもののほか、部会は、委員長（条例第6条第1項に規定する委員長をいう。）又は部会長（条例第9条第2項に規定する部会長をいう。以下同じ。）が必要と認める事項を調査審議することができる。</p> <p>第3条～第6条 略</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。</p>
--	--